

障害等級等の確認

●は障害のある方本人、生計を一にする方もしくは常時介護する方が運転する場合に対象となります。

○は障害のある方本人が運転する場合に限り対象となります。

身体障害者手帳		1級	2級	3級	4級	5級	6級
障害の区分							
視覚障害		●	●	●	●		
聴覚障害			●	●			
平衡機能障害				●			
音声機能障害 (こう頭摘出の場合に限る) (音声機能、言語機能 又はそしゃく機能障害)				●			
上肢障害		●	●				
下肢障害		●	●	●	○	○	○
体幹機能障害		●	●	●		○	
乳幼児期以前の 非進行性の脳病 変による運動機 能障害	上肢 機能	●	●				
	移動 機能	●	●	●	●	●	●
心臓機能障害		●		●			
じん臓機能障害		●		●			
呼吸器機能障害		●		●			
ぼうこう又は直腸機能障害		●		●			
小腸機能障害		●		●			
ヒト免疫不全ウイルス による免疫機能障害		●	●	●			
肝臓機能障害		●	●	●			

ー身体障害者手帳の障害名・等級についてー

障害名が2つ以上の場合（（例）心臓機能障害1級、上肢障害3級）には、手帳に記載されている障害名の等級のうち、いずれかが該当することが必要です。ただし、障害名が同一障害区分で重複する場合、（（例）右下肢障害7級、左下肢障害7級、総合等級6級）においては、総合等級で判定することになります。

※上記の表以外の障害名（胸かく形成術による胸かくの変形など）が記載されている手帳をお持ちの場合や障害名が複数ある場合などには、市民税課までお問い合わせください。

精神障害者保健福祉手帳（判定が有効期限内のもの）

障害等級が1級の方のうち、自立支援医療受給者証（精神通院）
または医療福祉費受給者証（マル福）の交付を受けている方もしくは
当該障害の治療のために通院をしている方。

療育手帳（判定が有効期限内のもの）

判定が 最重度 **Ⓐ** または 重度 A

戦傷病者手帳

障害の区分	特別 項症	第1 項症	第2 項症	第3 項症	第4 項症	第5 項症	第6 項症	第1 款症	第2 款症	第3 款症
視覚障害	●	●	●	●	●					
聴覚障害	●	●	●	●	●					
平衡機能障害	●	●	●	●	●					
音声機能障害 (こう頭摘出の場合に限る) (音声機能、言語機能 又はそしゃく機能障害)	●	●	●							
上肢障害	●	●	●	●						
下肢障害	●	●	●	●	○	○	○	○	○	○
体幹機能障害	●	●	●	●	●	○	○	○	○	○
心臓機能障害	●	●	●	●						
じん臓機能障害	●	●	●	●						
呼吸器機能障害	●	●	●	●						
ぼうこう又は直腸機能障害	●	●	●	●						
小腸機能障害	●	●	●	●						